

高齢者福祉サービス

令和8年4月1日現在

サービス名	対象者	内容等															
シルバーチケット (市内保養施設等利用助成)	※令和8年1月1日現在厚木市に住民登録があり 年度内65歳以上の高齢者	●市内の指定保養施設等を利用する場合に、その費用の一部又は全部を助成します。 ※原則本人へ郵送															
高齢者バス割引乗車券 購入費助成	※令和8年1月1日現在厚木市に住民登録があり 年度内70歳以上の高齢者（タクシー助成を受けている方、特別養護老人ホーム入所者等、一部対象外となることがあります。）	●神奈川県中央交通㈱が販売する高齢者バス割引乗車券『かなちゃんパス』の購入費の一部を助成します。 (高齢者タクシー助成との併用はできません。) ※障がい福祉課などの助成を受けている場合、対象外となる要件があります。 ●1年券(54,000円)、6か月券(28,500円)に対して、20,000円×1回助成(年度内) ●3か月券(15,000円)に対して、10,000円×2回助成(年度内)															
高齢者タクシー助成	※令和8年1月1日現在厚木市に住民登録があり 次のいずれかに該当する方 ①要介護3・4又は5の方 ②年度内70歳以上の高齢者で、かつ自動車運転免許を持っていない方 ※特別養護老人ホーム入所者等、一部対象外となることがあります。	●高齢者タクシー利用券を交付し、市と協定を締結したタクシーの利用に対し、利用料金の一部を助成します。 (高齢者バス割引乗車券購入費助成との併用はできません。(かなちゃんパス)) ※障がい福祉課などの助成を受けている場合、対象外となる要件があります。 ●400円分の助成券を1年度に48枚交付します。 ※原則本人へ郵送															
はり・きゅう・マッサージ 施術費助成	※令和8年1月1日現在厚木市に住民登録があり 年度内75歳以上の高齢者・ねたきり等高齢者登録者	●75歳以上の方には、1,800円分の助成券を年間7枚交付します。 ●ねたきり等高齢者登録者の方には、3,000円分の助成券を年間7枚交付します。 ※原則本人へ郵送															
自立支援用具等購入費助成	対象品目購入時 75歳以上の在宅の高齢者	●市内の店舗や地域包括支援センターが紹介した店舗から購入した助成対象品目(介護保険に該当しないもの)に対して、助成期間内において1回助成(限度額内)します。(消費税は対象外です。)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>杖</th> <th>シルバーカー</th> <th>補聴器 (非課税のもの)</th> <th>電磁調理器 (卓上型・炊き出し型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>限度額</td> <td>1,500円</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>助成期間</td> <td>2年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	杖	シルバーカー	補聴器 (非課税のもの)	電磁調理器 (卓上型・炊き出し型)	限度額	1,500円	5,000円	20,000円	5,000円	助成期間	2年	5年	5年	6年
対象品目	杖	シルバーカー	補聴器 (非課税のもの)	電磁調理器 (卓上型・炊き出し型)													
限度額	1,500円	5,000円	20,000円	5,000円													
助成期間	2年	5年	5年	6年													
セーフティ住宅支援事業	75歳以上の高齢者(介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない)	●①屋内及び敷地内の手すりの設置、②屋内の段差解消、③和式便器から洋式便器への取替え、④滑り防止及び移動を円滑にするための床及び通路面の材料変更に係る改修費用の一部を助成します。(対象経費の1/2で消費税は含みません。上限3万円まで)※市内の工務店等による工事に限ります。※助成は一度限りになります。															
理髪サービス助成	※令和8年1月1日現在厚木市に住民登録があり 年度内75歳以上のひとり暮らし高齢者登録者 ※登録がないと対象となりません。 ねたきり等高齢者登録者	●ひとり暮らし高齢者登録者の方には、1,500円分の助成券を1年度に6枚交付します。 ●ねたきり等高齢者登録者の方には、5,500円分の助成券を1年度に6枚交付します。 ※原則本人へ郵送。															
家具転倒防止対策事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者登録者で前年度市民税非課税の方 ねたきり等高齢者登録者を含む65歳以上のみの世帯	●寝室やリビング等に設置しているタンス、食器棚、本棚等の床置型の家具が対象で、合成樹脂製の家具転倒防止板を設置します。(冷蔵庫、テレビ、鏡台、仏壇等は不可)※9月までに申請してください。 (高齢者登録の決定時期により、事業実施が翌年度以降となる場合があります。)															
寝具乾燥消毒サービス	ねたきり等高齢者登録者	●寝具(敷布団、掛布団、毛布)を消毒乾燥します。 ※9月までに申請してください。(一度申請されれば次年度も対象となります。) (高齢者登録の決定時期により、事業実施が翌年度以降となる場合があります。)															
紙おむつ等給付	ねたきり等高齢者登録者又は介護保険2号被保険者のうち、6か月以上在宅で生活している要介護4又は5の方 (実施年度市民税課税・生活保護受給者の方は除く)	●月額4,000円までは、利用者負担はありません。4,000円を超えた金額は、利用者負担となります。															
ねたきり等家族慰労金	ねたきり等高齢者登録をしている方を現に常時介護している方が申請でき、次の全てに該当すること ①ねたきり等高齢者登録者が介護保険サービス未利用または、次の6つの介護保険サービスのみの利用 (1)福祉用具貸与(2)居宅介護福祉用具購入費(3)居宅介護住宅改修費(4)訪問看護(5)訪問リハビリテーション(6)居宅療養管理指導 ②ねたきり等高齢者登録者と同住所を有し、同居をしている ③生活保護を受給していない	●月額5,000円を年2回に分けて支給します。(5月・11月) ※詳しくはお問い合わせください。															
高齢者緊急一時保護	家庭で日常生活を送ることが困難になった高齢者又は家庭での日常生活の自立度が低く、自立した生活を送ることが困難で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない高齢者	●生活保護利用世帯の方は、食事代等の材料費相当分が利用者負担となります。 ●上記以外の方は、要介護・要支援の区分に応じた委託費用の10%相当額(認定を受けていない方は、要支援の委託費用の10%相当額)と食事代等の材料費相当分が利用者負担となります。															
認知症等徘徊SOS ネットワークシステム	認知症高齢者等徘徊の見られる方又は障がい者(児)等	●警察や交通機関などが協力して、徘徊する高齢者の方や若年性認知症の方、障がい者の方の早期発見につなげます。 ●二次元コードを利用した見守りシールを交付※在宅の方が対象です。 ●位置情報携帯端末機器の貸与(月額利用料約240円:生活保護利用世帯の方は利用料の負担はありません。)															
緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者登録をされている方などで、常時注意が必要な疾患等がある方	●固定電話回線を使用した無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。電話料金は、利用者負担となります。 (疾患等については、脳血管疾患、心疾患及び呼吸器疾患となりますが、詳しくはお問い合わせください。)															

問合せ先 福祉総合支援課 福祉サービス係 ☎225-2220

高齢者福祉サービスのご案内

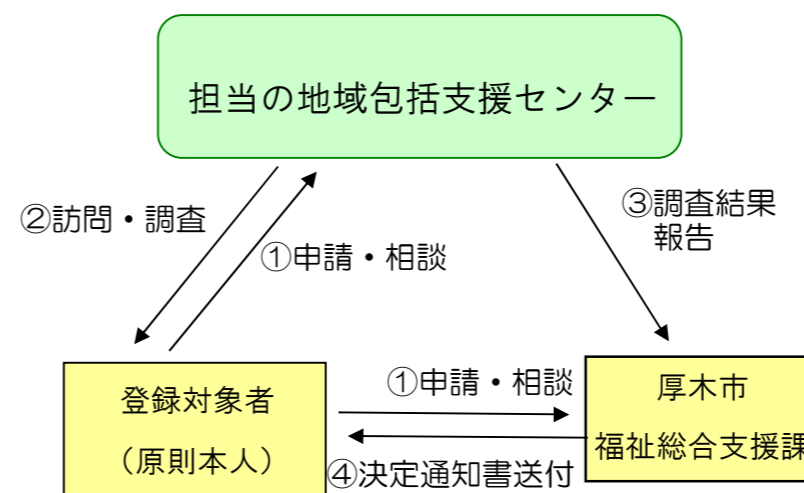
◎登録制度について（詳細は、福祉総合支援課までお問い合わせください。）

★地域包括支援センター 一覧

名称	担当地区	所在地	電話（上段） FAX（下段）
厚木地域包括支援センター	松枝・元町・東町・寿町・水引・厚木町・中町・栄町・田村町・吾妻町・厚木の一部	中町3-18-5 ソーケン本厚木ビル401	297-2970 297-2900
厚木南地域包括支援センター	幸町・泉町・厚木の一部・旭町・南町・船子の一部※1・温水の一部※2・岡田団地（岡田1丁目8番） ※1 船子601番地、607番地、673番地、726番地、734番地のみ ※2 温水68番地～105番地、127番地～138番地のみ	旭町2-3-13	258-6705
			258-6709
依知地域包括支援センター	上依知・猿ヶ島・山際・関口・中依知・下依知・金田・下川入	関口831-1	246-0108 265-0128
睦合地域包括支援センター	棚沢・三田・三田南1丁目～3丁目※3・及川・林・王子1丁目 ※3 三田南1丁目1番～14番を除く	三田南2-1-1 山口ビル101	297-7338 297-7340
睦合南地域包括支援センター	妻田・妻田北・妻田南・妻田東・妻田西・三田南1丁目の一部※4 ※4 三田南1丁目1番～14番のみ	妻田北4-3-8-101	294-1380 294-1381
荻野地域包括支援センター	上荻野・まつかげ台・みはる野・中荻野・下荻野・鳶尾	鳶尾2-25-10	241-5780
			242-6188
小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター	飯山・飯山南・上古沢・下古沢・宮の里・緑ヶ丘・王子2丁目～3丁目	緑ヶ丘2-2-12 グリーンヒルズ1F	204-8181 204-8138
玉川・森の里地域包括支援センター	七沢・小野・岡津古久・森の里	小野2240-1	250-9091 247-1266
南毛利地域包括支援センター	愛名・毛利台・戸室・恩名・温水※5・温水西・長谷 ※5 温水68番地～105番地、127番地～138番地を除く	温水西2-27-38 カーネーションパーク1F	250-1108 250-1105
相川・南毛利南地域包括支援センター	船子※6・岡田※7・酒井・戸田・長沼・下津古久・上落合・愛甲・愛甲東・愛甲西 ※6 船子601番地、607番地、673番地、726番地、734番地を除く ※7 岡田団地（岡田1丁目8番）を除く	愛甲東1-1-19	220-0643
			220-0645

ひとり暮らし 高齢者登録	同一敷地内及び隣接地に配偶者又は親族（4親等）が居住していない65歳以上の方が登録できます。
ねたきり等 高齢者登録	要介護4もしくは5に認定され、その状態になってから6か月以上（80歳以上の方は3か月以上）在宅で生活している方が登録できます。（福祉総合支援課窓口で申請してください。）

◎ひとり暮らし高齢者登録の受付について



※市役所窓口で申請書の提出後、地域包括支援センターの職員が自宅へ訪問します。（聞き取りを詳細にしますので、御自宅に入ります。）

その後、市役所へ地域包括支援センターが資料を提出し、決定通知書が申請者の方へ発送されます。（登録までに1カ月程度）聞き取りの情報については、民生委員も共有します。

◎高齢者登録の詳細は、福祉総合支援課までお問い合わせください。

その他 高齢者に関すること・・・

高齢者・介護相談	高齢者の生活、介護全般にわたる相談に応じます。（要予約） （問合せ：福祉総合支援課福祉相談係 ☎225-2895）
高齢者虐待防止	各地域包括支援センター、福祉総合支援課福祉相談係、権利擁護支援センターあゆさぼ（☎225-2939）でお受けします。

厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ

こんなことで困っていませんか？

- ▶ 物忘れがあり通帳やお金の管理が心配
- ▶ ひとり暮らしなので自分が認知症になってしまったときのことが心配...

- ・成年後見制度の相談をお受けします。
- ・申立て書類の作成をお手伝いします。
- ・後見人等の相談をお受けします。



問い合わせ先
高齢者福祉サービスについて 福祉総合支援課 福祉サービス係
（厚木市役所第2庁舎西側1階 ☎225-2220）

地域包括支援センターについて 地域包括ケア推進課 在宅福祉推進係
（厚木市役所第2庁舎5階 ☎225-2388）



〒243-0018
厚木市中町1-4-1
厚木市保健福祉センター4階

TEL: 046-225-2939
FAX: 046-225-3021
メール: kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

